## 特 記 事 項

(建築物に係る新築工事等の場合)

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)第13条第1項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土交通省令第17号)第4条の規定に基づき、契約書において記載すべき事項の内容は、次のとおりとする。

## 1.分別解体の方法

エ	工程	作業内容	特定建設資材廃棄物の発生見込み
程	造成等	造成等の工事	有 無
ľ		有 無	
٤	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事	有 無
の		有無	
作	 上部構造部分·外装	   上部構造部分·外装の工事	有 無
業		   有 無	
内			
容	屋根	屋根の工事	有無
及		有 無	
び	建築設備·内装等	建築設備・内装等の工事	有 無
廃		有 無	
棄	その他	その他の工事	有 無
物	(	   有 無	
発	,		
生			
見			
込			

注)該当する項目の にチェックマークを記入する。

2	解体工事に要する費用(直接工事費)	該 当 なし

3.再資源化等をするための施設の名称及び所在地 裏面のとおり

4.特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(直接工事費)	四 (税	技き)
(县)女工 尹 貝 :	/ LI (17) LI	. JX C /

## (書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

請負人が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)